

概 要 版

第3期 幸田町地域福祉計画 幸田町地域福祉活動計画



令和7年3月

幸 田 町
幸田町社会福祉協議会



計画策定の趣旨



- 地域福祉のさらなる推進を図るため、住民や各種団体、事業者等の参画を得ながら新たに「第3期幸田町地域福祉計画・幸田町地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指していきます。
- これらの計画とあわせて、複雑化・複合化する課題に対応できる、世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築するため、「幸田町重層的支援体制整備事業実施計画」及び「幸田町成年後見制度利用促進基本計画」、「幸田町再犯防止推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

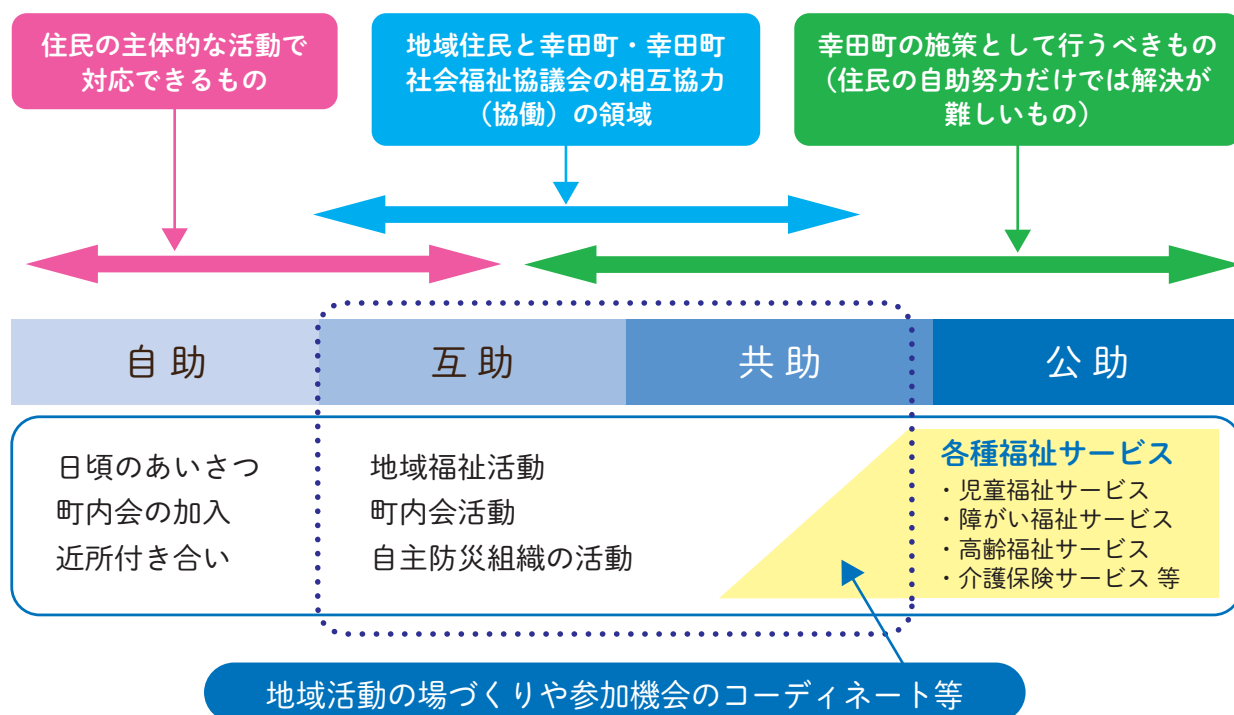


地域福祉の考え方



- 地域の様々な生活課題を解決するためには、「自助（自分のことを自分です）」「互助（近所の助け合い、ボランティア活動）」「共助（社会保険制度）」「公助（幸田町が行う公的サービス）」を組み合わせ、地域全体で支え合っていくことが求められています。制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合う関係や仕組みをつくっていくことを「地域福祉」といいます。この「地域福祉」の推進により、地域共生社会の実現を目指します。

自助・互助・共助・公助の関係性



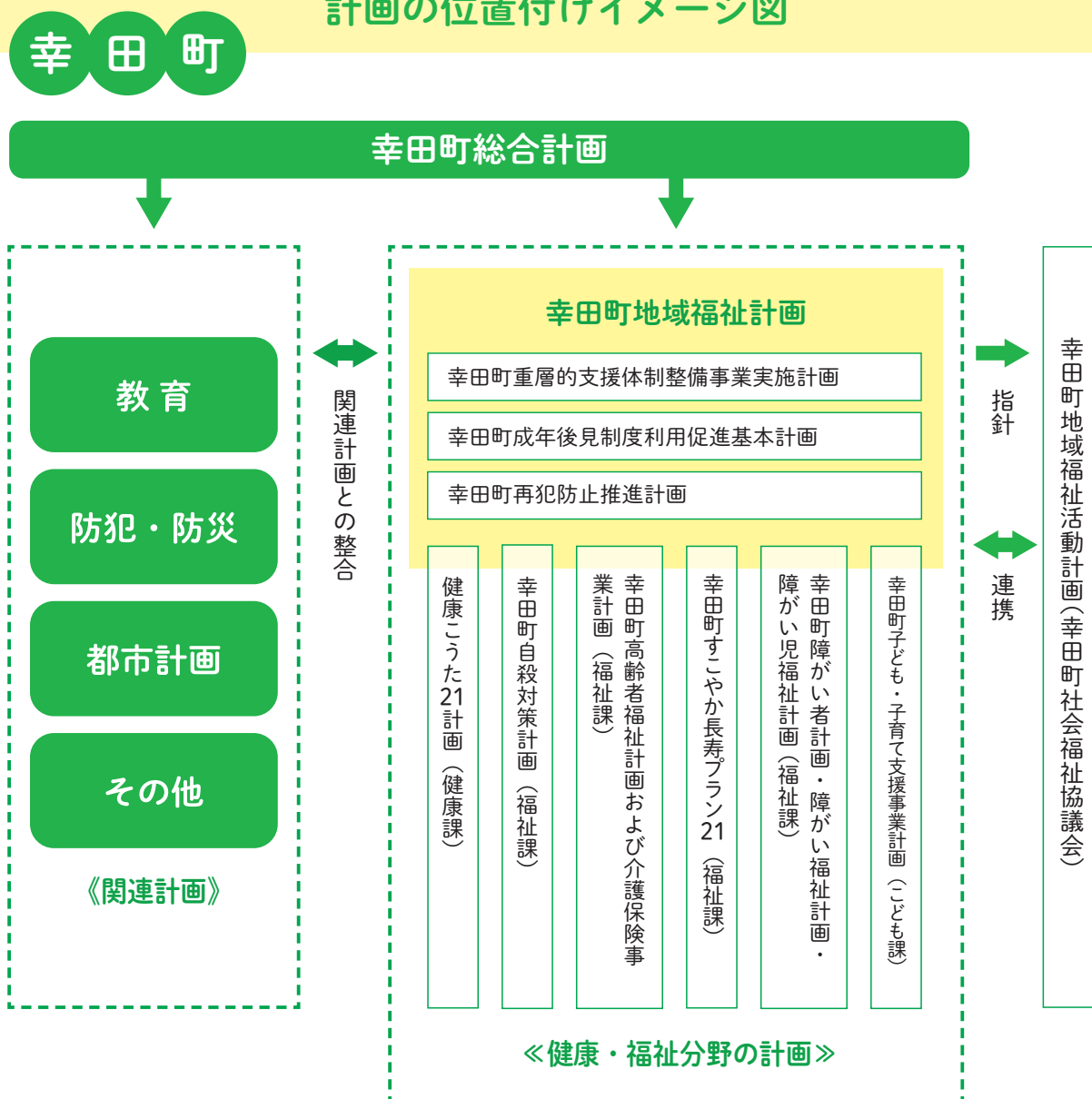


計画の位置づけ



- 「幸田町地域福祉計画」では、「幸田町総合計画」を最上位計画とし、目指すべき将来像である「みんなでつくる 元気な幸田」を、地域福祉の面から実現していく役割を担っています。また、福祉分野における上位計画として位置づけられるものであり、福祉（子育て、高齢者、障がい者等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

計画の位置付けイメージ図





地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

- 「地域福祉計画」は幸田町としての地域福祉の「理念」と「仕組み」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や仕組みをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。
- 本計画では、「地域福祉計画」における地域福祉の「理念」を効果的に進めるうえでの役割を明確化するために「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

両計画の関係性

地域福祉計画

幸田町

地域福祉を
推進していくための
理念や仕組み

- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進
- ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ・ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進
- ・ 地域住民と幸田町が協働できる体制の整備等

地域福祉の推進のための
「理念」と「仕組み」づくり、
具現化の推進

一体的に推進

地域福祉活動計画

幸田町社会福祉協議会

地域住民や民間が
主体となった
具体的な取組

- ・ 住民意識の高揚と啓発
- ・ 住民参加、参画による地域福祉活動の推進と担い手の育成
- ・ 在宅福祉サービスの推進や開発
- ・ 幸田町社会福祉協議会の機能強化等



計画期間

- 令和7年度を初年度として、令和11年度を目標年度とする5か年計画です。

計画の期間





計画のポイント



1 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

幸田町は令和6年度に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画の目指す地域共生社会の実現と方向性を同じくするものであるため、以下の関連する目標の実現を目指していきます。

	目標 1 貧困をなくそう		目標 3 すべての人に健康と福祉を		目標 4 質の高い教育をみんなに
	目標 5 ジェンダー平等を実現しよう		目標 10 人や国の不平等をなくそう		目標 11 住み続けられるまちづくりを
	目標 16 平和と公正をすべての人に		目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう		

2 幸田町の課題と視点

各種団体に対するヒアリング調査、住民意識調査、第2期計画事業評価及び幸田町地域福祉計画等策定委員会による検討等から見えた課題を踏まえ、4つの視点を第3期計画に反映しました。

課 題	視 点
● ボランティアの参加人数の減少、地域の支え合い、地域づくり → 地域福祉の理解の促進 ● 地域福祉に関心を持ってもらうための情報発信やPR活動 → 情報発信の工夫	【視点1】 意識づくり
● ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加 ● 団体を運営する側の高齢化、人材の確保の難しさ ● 高齢者が気軽に集まれる場所を増やす、子どもの居場所の充実	【視点2】 仕組みづくり
● 複雑化・複合化するケース、ひきこもりへの対応、独居高齢者の孤独・孤立防止、多問題家族への支援、障がい者への自立した生活の支援等 → 重層的な支援体制の整備 ● コミュニケーション支援の事業の未着手等 → 障がいがある人へのコミュニケーション支援の推進	【視点3】 支援体制づくり
● 子育て支援、高齢者福祉の充実、防災体制の強化 → 福祉サービスや防災対策等への充実	【視点4】 環境づくり



基本理念

支え合い ともに生きる まちづくり

～人と人、誰もが^{しあわせ}つながり“幸田町”の輪をつくろう！～

- 本計画においても第1期計画の基本理念を継承し、各種施策を展開していきます。また、地域のつながりを重視し「人と人、誰もが^{しあわせ}つながり“幸田町”の輪をつくろう！」を副題として定め、町民が支え合い、安心して生活できるまちを目指していきます。



基本目標

基本目標1 地域福祉を進める意識づくり

- 子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、地域福祉に対する理解を深めるため、支え合いの意識啓発を行います。
- 幼い頃から多様な社会への理解と、お互いに支え合っていくことが当たり前と考えられるよう、地域福祉教育について、多世代に推進していきます。
- 様々な媒体を活用し、サービスの必要な人に対して広く情報の取得促進を図ります。

基本目標2 地域福祉を進める仕組みづくり

- 地域課題等を協議し、解決に向けて取り組んでいけるような体制の整備を推進します。また、各圏域での取組を支援するコーディネート体制の強化を進めていきます。
- 幸田町と幸田町社会福祉協議会との連携により、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。
- 多様な人が集える場づくりを行い、地域における居場所、地域課題の共有の場として活用し、交流の中で進む地域内の相互理解につなげていきます。

基本目標3 地域共生に向けた支援体制づくり

- 庁内関係課の横の連携、幸田町社会福祉協議会や関係団体との連携、多職種の連携等を行い重層的な支援体制整備を進めて、つながり・支え合いのある地域共生社会を目指します。

基本目標4 地域で安心して生活できる環境づくり

- 家庭や地域での防犯・防災の対策、高齢者・障がい者・子ども等に対する必要な支援やサービス等、地域が一体となってすべての住民が安心を感じられるまちの実現を目指します。



施策体系



基本理念

支え合いとともに生きるまちづくり
人々、誰もがつながり
“幸田町”の輪をつくらう

基本目標 1

地域福祉を進める意識づくり

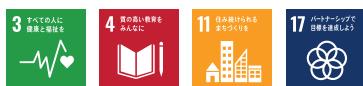


基本施策

- (1) 地域福祉への理解・啓発活動を推進します
- (2) 福祉教育の充実を図ります
- (3) 誰にでも分かりやすい情報発信を進めます

基本目標 2

地域福祉を進める仕組みづくり



基本施策

- (1) 地域福祉推進体制の整備充実を図ります
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動を推進します
- (3) 居場所づくりと交流を推進します

基本目標 3

地域共生に向けた支援体制づくり



基本施策

- (1) 相談支援体制づくりを進めます
- (2) 多職種連携を推進します
- (3) 支援を必要とする人を支援します

基本目標 4

地域で安心して生活できる環境づくり



基本施策

- (1) 防災・防犯活動等の充実を図ります
- (2) 福祉環境の充実を図ります





幸田町地域福祉活動計画(幸田町社会福祉協議会)

基本的な考え方

- 「社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、すべての都道府県・市町村に設置されている組織です。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。
- 幸田町社会福祉協議会は、積極的に地域に出向くことで住民の声を聞き、地域における様々な地域福祉活動が広がるよう、それぞれの現状に合わせた支援を行います。さらに、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関、民間企業や行政等をつなぎ、連携・協働の輪となる地域全体のネットワークづくりを進めていきます。

体系図

基本目標	幸田町社会福祉協議会の基本方針
基本目標Ⅰ 地域福祉を進める 意識づくり	(1) 地域共生社会への理解を深めます (2) 幸田町社会福祉協議会を身近に感じられるような情報発信を行います
基本目標Ⅱ 地域福祉を進める 仕組みづくり	(1) 地域における支え合いの輪を広げます (2) 地域で活躍する人材育成を進めます (3) 誰もが気軽に通える身近な居場所づくりを進めます
基本目標Ⅲ 地域共生に向けた 支援体制づくり	(1) 利用しやすい相談窓口を整えます (2) 分野を超えたネットワークづくりを進めます (3) 新たなつながりをつくり、地域における多様な取組を支援します
基本目標Ⅳ 地域で 安心して生活できる 環境づくり	(1) 防災・防犯と福祉のまちづくりを進めます (2) 住民ニーズを把握し、福祉サービスの充実を目指します

地域福祉計画に連動し基本方針を定め、幸田町社会福祉協議会として行うべき取組を整理しました。それぞれの基本方針に基づく事業は相互に関連しているため、方向性と役割等を確認しながら、すべての事業を一体的に取り組んでいきます。





幸田町重層的支援体制整備事業実施計画

背景と目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施します。

基本方針

- 重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。支援対象者は、その世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立等の地域生活課題を抱えるすべての町民とします。
 - ・ 本人や世帯を包括的に受けとめ支える
 - ・ 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で支援を行う
 - ・ 信頼関係を基盤として継続的に行う
 - ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行う
 - ・ 潜在的な対象者の発見やアウトリーチ等による早期的な対応を行う

基本施策

- ・ 包括的な相談体制整備（包括的相談支援事業）
- ・ 社会資源を活用した居場所づくり（参加支援事業）
- ・ 交流・学びの場を通じた地域づくり（地域づくり事業）
- ・ 支援へつなげるためのアプローチ（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- ・ 支援の方向性と支援機関のコーディネート（多機関協働事業）





第2期幸田町成年後見制度利用促進基本計画

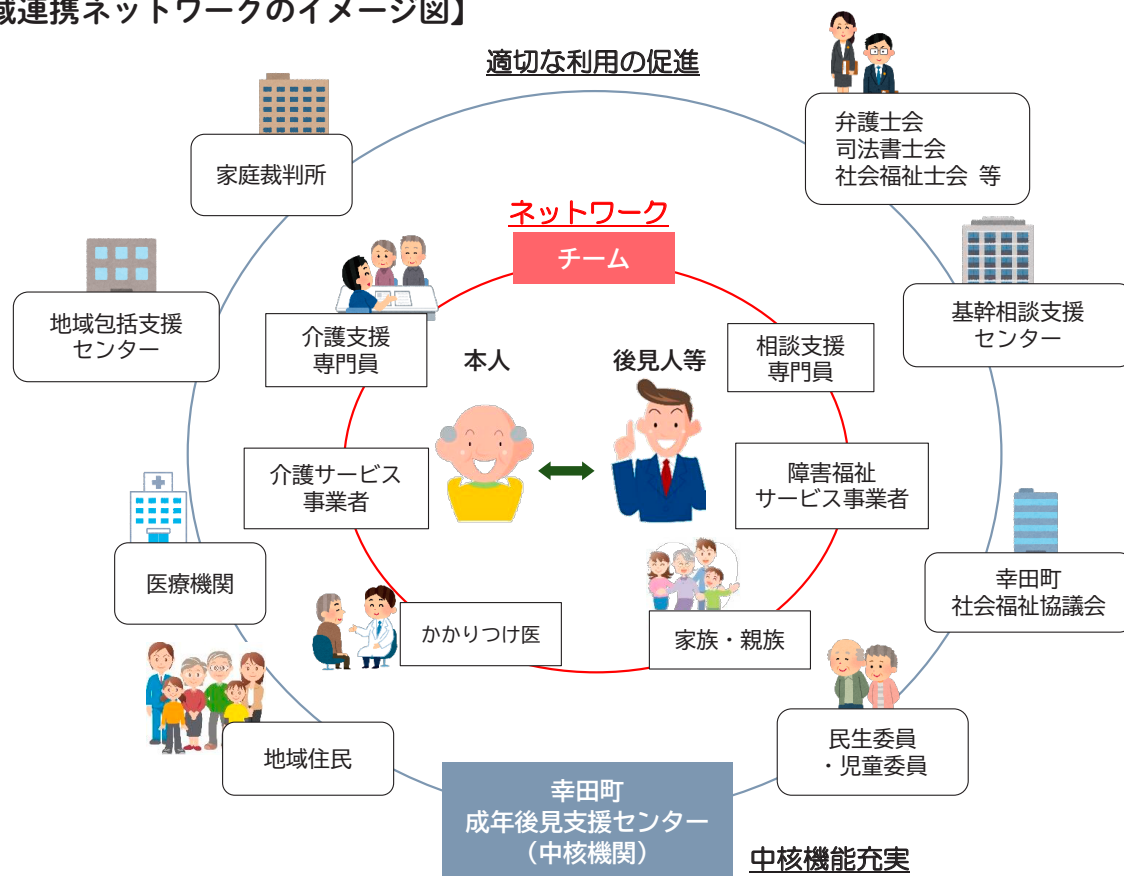
背景と目的

- 超高齢化に伴い、成年後見を必要とする高齢者や障がい者等が増加していることから、地域共生社会の実現の理念のもと、成年後見制度の周知や利用を促進します。

基本方針

- 第1期計画の基本的な考え方を継承し、「その人らしい暮らしを守る社会の実現」を基本理念に掲げて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方である権利擁護支援の充実を図ります。
- 権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう、地域、福祉、司法等の多様な主体が関わり、本人や成年後見人等を支援する仕組みとして、地域連携ネットワークを構築します。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



基本施策

- ・ 成年後見制度の適切な利用の促進
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり
- ・ 中核機能の機能の充実



幸田町再犯防止推進計画



背景と目的

- 国や県の動向に対応して、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

計画の対象者

- 再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年、若しくは非行少年であった人（「罪を犯した人等」）

基本方針

- 国や県の方針を踏まえ、犯罪や非行を犯した人たちの円滑な社会復帰を見据え、自立に向けた支援や自立を支える保護司会の活動の支援等を行い、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本施策

- ・ 自立に向けた支援体制の構築
- ・ 再犯防止に関する取組の周知・啓発
- ・ 保護司会への活動支援



計画の推進体制



（１）計画の周知による意識の啓発・醸成

- 本計画の基本理念、基本目標、基本施策の内容等を周知して意識の啓発を図り、地域福祉の考え方の理解・醸成を促します。

（２）関係機関の連携による計画の推進

- 幸田町と幸田町社会福祉協議会は関係団体等との連携を強化して、町民や地域の福祉ニーズの把握とその解決策の検討に努めます。本計画の取組については、進捗状況に応じて内容を変更しながら実行できる体制を確保します。





第3期 幸田町地域福祉計画 幸田町地域福祉活動計画

概 要 版

発行：幸田町 健康福祉部 福祉課

住 所：〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
T E L：0564-62-1111 F A X：0564-56-6218

社会福祉法人 幸田町社会福祉協議会

住 所：〒444-0113 愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4
T E L：0564-62-7171 F A X：0564-62-7254